

契約は守ることが原則!!

## 契約は消費生活のキホン

- 契約は申込みと承諾の意思が合致することで成立します。
- 一度契約が成立すると、原則として一方的にやめることはできません。
- 私たちは日常生活の中で消費者として様々な契約をしています。例えばコンビニでお弁当を買う、電車に乗る、インターネット通販で商品を買うことも契約です。

## クーリング・オフ

- クーリング・オフは「一度結んだ契約は守らなければならない」という原則の例外にあたる制度です。
- 消費者が申込みや契約をした後でも、一定の期間であれば消費者側から無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。
- マルチ商法、エステサービス、アポイントメントセールスやキャッチセールスなどが、特定商取引法でクーリング・オフの適用になると定められています。
- 通信販売には適用がありません。

### 【クーリング・オフができる主な取引】

アポイントメントセールス キャッチセールス	エステ、一部の美容医療 結婚相手紹介サービス 語学教室、学習塾 家庭教師、パソコン教室	マルチ商法	サイドビジネス商法 モニター商法
訪問販売 8日間	特定継続的役務提供 8日間	連鎖販売取引 20日間	業務提供誘引販売取引 20日間

※3000円未満の現金取引はクーリング・オフができません。

切手 〒273-xxxx	株式会社	〒	千	業	市	町
	代表者	●	●	●	●	●
様	様	様	様	様	様	様

契約解除通知書  
次の契約を解除します。  
契約日：20●●年●月●日  
商品名：△△△△  
契約金額：●●●●円  
販売会社：×××× △△店  
支払った代金●●●●円を返金し、商品を引き取ってください。  
20●●年 ×月×日  
住所 ●●市●●町  
名前 △△ △△△

### ＜クーリング・オフの出し方＞

- 特定記録郵便によりハガキで発信します。
- クレジットで契約した場合にはクレジット会社にも通知します。
- ハガキは両面コピーを取り、特定記録郵便の控えと一緒に保管します。

未成年者の特権 -おとなになったら使えない-

## 未成年者契約の取消

- 未成年者が行う契約には、原則として法定代理人(親など)の同意が必要です。同意のない契約は、未成年者を保護するために法定代理人と未成年者本人のどちらからでも取り消すことができます。
- ただし、未成年者が「成年である」「保護者からの同意を得ている。」等とそうをついた場合やお小遣い金額の範囲内と考えられる契約など、取り消すことができない場合もあります。

※2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。

## 契約の前に

勧誘を受けたら警戒心をもって、その場での購入や契約はしないことが重要です。

